

様式例（法第 31 条第 3 項第 6 号及び施行規則第 25 条関係）

○収入の明細その他の資金に関する事項，寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類

1. すべての収入について，その総額及び会費等，事業収入，借入金その他の収入別の金額（施行規則第 25 条第 1 項第 1 号関係）

収入総額	2,188,064 円
うち会費等	988,000 円
うち消費者契約法施行規則第 21 条第 1 項第 8 号イに規定する会費等	988,000 円
うち消費者契約法施行規則第 21 条第 1 項第 8 号ロに規定する寄付金	0 円
うち事業収入	900,000 円
うち借入金	0 円
うちその他の収入	300,064 円

注 1 用紙の大きさは，日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 「会費等」とは，消費者契約法施行規則第 21 条第 8 号にいう「会費，寄附金その他これらに類するもの」であり，法人の社員として社員総会における表決権を有する者のほか，定款等に基づき当該団体の会員とされる者の地位に基づき当該団体の会員とされるもの（会費）及び納入等をする者の任意に基づき直接の反対給付がなく納入等されるもの（寄附金）その他これらに類するものをいい，「正会費」「賛助会費」「支援金」「カンパ」「賛同金」など名称を問わない。

2. 施行規則第 21 条第 1 項第 8 号イに規定する会費等について施行規則第 25 条第 1 項第 1 号イに掲げる事項

(1) 会費等の種類ごとの総額、会費等関係規定、納入等をした者の総数及び個人又法人その他の団体の別

会費等の種類	会費等関係規定	会費等の種類ごとの総額	納入等をした者の総数及び個人又は法人その他の団体の別			備考
			総数	うち個人	うち法人その他の団体	
正会員会費	定款附則 6 項 1 号	904,000 円	126	115	11	
賛助会員会費	定款附則 6 項 2 号	84,000 円	38	35	3	
		円				

(2) 会費等の種類ごとの納入等をした者の氏名又は名称及び当該会費等の金額並びに納入等の年月日

会費等の種類：正会員 個人				
納入等をした者の氏名 (団体にあつてはその名称)	金額	年月日	備考	
	円			
事業年度中の合計額が 5 万円以下のもの	269,000 円			
当該種類の合計	269,000 円			
会費等の種類：正会員 団体				
納入等をした者の氏名 (団体にあつてはその名称)	金額	年月日	備考	
鹿児島県生活協同組合連合会	200,000 円	2022 年 8 月 17 日	22 年度会費として	
生活協同組合コープかごしま	200,000 円	2022 年 8 月 10 日	22 年度会費として	
鹿児島県労働者福祉協議会	50,000 円	2022 年 8 月 5 日	22 年度会費として	
鹿児島医療生活協同組合	50,000 円	2022 年 7 月 15 日	22 年度会費として	

グリーンコープかごしま生活協同組合	50,000 円	2022 年 9 月 20 日	22 年度会費として
事業年度中の合計額が 5 万円以下のもの	85,000 円		
当該種類の合計	635,000 円		
<b>会費等の種類：賛助会員 個人</b>			
納入等をした者の氏名 (団体にあつてはその名称)	金 額	年 月 日	備 考
	円		
事業年度中の合計額が 5 万円以下のもの	39,000 円		
当該種類の合計	39,000 円		
<b>会費等の種類：賛助会員 団体</b>			
納入等をした者の氏名 (団体にあつてはその名称)	金 額	年 月 日	備 考
	円		
事業年度中の合計額が 5 万円以下のもの	45,000 円		
当該種類の合計	45,000 円		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 「会費等の種類」には、正会費、賛助会費、支援金等を記載すること。

3 「会費等関係規定」については、会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定について該当条文を記載すること。

4 「納入等をした者の氏名（団体にあつてはその名称）」には、その納入等をした会費等の金額の事業年度中の合計額が5万円を超える者についてすべて記載すること。

5 「事業年度中の合計額が5万円以下のもの」については、会費等の金額の事業年度中の合計額が5万円以下のものについて、一括してその合計金額を記載すること。

3. 施行規則第 21 条第 1 項第 8 号ロに規定する寄付金について施行規則第 25 条第 1 項第 1 号ロに掲げる事項

寄付金を受け入れた年月日	受け入れた寄付金の募集の方法	会費等関係規定	総額	備考
該当なし			円	
			円	
事業年度中の消費者契約法施行規則第 21 条第 1 項第 8 号ロに規定する寄付金の合計額			円	
前事業年度の収入の総額			2,181,085 円	

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 「会費等関係規定」については、会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定について該当条文を記載すること。

3 「受け入れた寄付金の募集の方法」には、例えばシンポジウムの会場で募金箱を設置、クラウド・ファンディングの利用など、寄付金の募集の方法であって寄附した者の氏名を知ることができないものを記載する。

4. 事業収入について施行規則第 25 条第 1 項第 1 号ハに掲げる事項

事業の種類：啓発講座企画運営		金額：	900,000 円
収入の生じる取引の上位 5 者			
順位	取引先	取引金額	取引内容等
1	鹿児島県 消費者行政推進室	900,000 円	消費者教育推進事業の受託 3 会場で実施
2		円	
3		円	
4		円	
5		円	

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 収入の生じる取引の上位 5 者について、事業の種類ごとに取引金額の最も多いものから順にすべて記載すること。

3 ただし、セミナーや学習会等において受講者から集めた参加費など多数の者から一律に同額の収入を生じた場合は、「取引内容等」の欄に当該収入を生じた事由、一人当たりの金額及び人数を記載したうえ、「取引先」の欄に「〇月〇日 △△△セミナー 参加者□□名」などとまとめて記載して差し支えない。

4 また、出版物を多数の者に対して販売して収入を得たような場合についても、「取引内容等」の欄に当該収入を生じた事由、単価及び販売数を記載したうえ、「取引先」の欄に「雑誌〇〇 □号 売上金」などとまとめて記載して差し支えない。

5. 借入金の借入先及び当該借入先ごとの金額(施行規則第 25 条第 1 項第 1 号ニ関係)

借入先		金 額
該当なし		円
		円
合 計		円

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額をすべて記載すること。

6. すべての支出について、その総額及び支出の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項(施行規則第25条第1項第2号関係)

支出総額： 1,832,643 円			
支出の生じる取引の上位5者			
順位	取引先	取引金額	取引内容等
1	株式会社 研文堂	200,697 円	コピー機使用料
2	大塚商会 (たのめーる)	118,382 円	印刷用会、プロジェクター等
3	鹿児島県消費生活センター	118,246 円	事務所ビル共益費・水道光熱費
4	池本誠司	109,545 円	記念講演会講師料、交通費宿泊費
5	NTTコミュニケーションズ	90,364 円	通信運搬費 ひかり回線使用料 (NTTファイナンス及びNTTぷらら)

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 「支出の生じる取引」について、職員に対する給与の支払いは除く。